

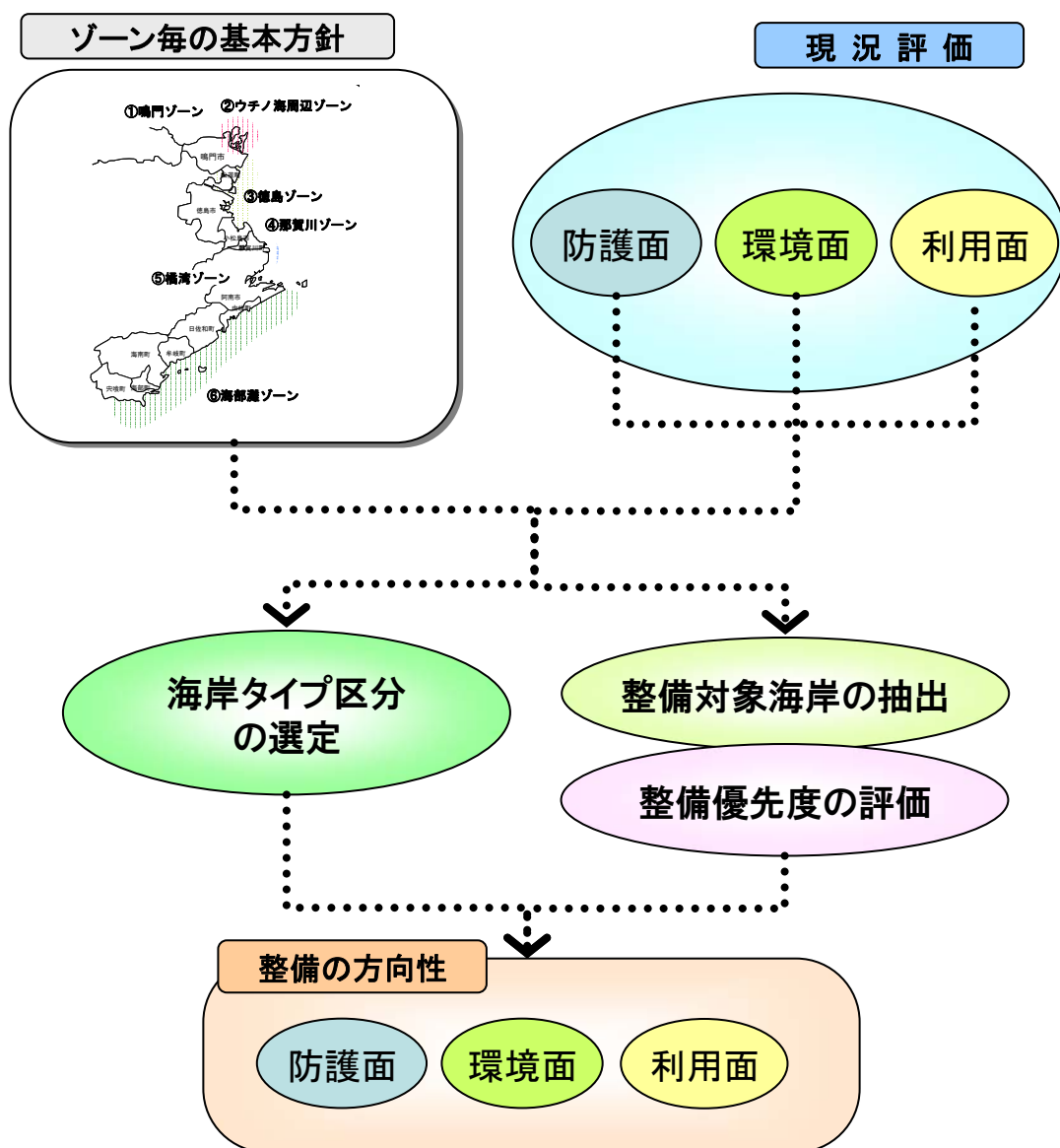
第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域（整備対象海岸）

1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

(1) 検討フロー

徳島県下 136 地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ（4つの区分）」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。



検討フロー

(2) 現況評価の考え方

1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の重要度」の4つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①津波対策の必要性

津波対策 ランク	評価基準
A	・「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。
B	・「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	・「設計津波（L1 津波）の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

注) 堤防高は地震による沈下を考慮する。

②高潮対策の必要性

高潮対策 ランク	評価基準
A	・これまで越波・浸水等の被害がある。
B	・今後、越波・浸水等の可能性がある。
C	・これまで高潮対策施を実施し、所定の防護機能を有する。
—	・背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

③侵食対策の必要性

侵食対策 ランク	評価基準
A	・現在、砂浜の侵食が進行している。
B	・今後、砂浜が侵食される可能性がある。
C	・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。
—	・侵食の恐れのない海岸である。

④背後地の重要度

背後地 ランク	評価基準
A	a：市街地や工業地帯が形成されている。 b：人口集中地区（D I D地区）である。
B	a：集落が連なって形成されている。 b：国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a：集落が点在している。 b：広大な農地が存在する。
D	a：谷あい等に小規模な農地が存在する。 b：山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

※ a,bに分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への十分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
① 環境 保全 要素	a: 貴重な動植物等	○天然記念物(国、県、市町村) ○特別天然記念物(国) ○希少野生動植物種(国内、国際)、特定植物群落 ○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への依存性の強い絶滅危惧Ⅰ類＞	学術上あるいは自然保護上重要な動植物
	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) ＜特別保護地区、第1種特別地域、海城公園区域＞ ○名勝、日本の重要湿地500 ○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 ○ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域 ○車両乗り入れ規制 ○その他環境省等による自然環境保全上の指定地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○特に保全が必要な藻場(減少傾向)注1 ○特に保全が必要な干潟(減少傾向) ○サンゴ礁、自然海岸	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、特に保護が必要な地域
② 環境 配慮 要素	b: 自然環境保全上の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) ＜第2種・第3種特別地域、普通地域＞ ○自然海浜保全地区 ○保安林(魚つき保安林、風致保安林) ○日本の自然景観、日本の渚100選 ○日本の白砂青松100選、日本の水浴場88選	法令等により、景観保全及び海岸利用上の規制や指定を受け、自然環境への十分な配慮が必要な地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○レッドリスト、レッドデータブック ＜現状環境への移動性が低い絶滅危惧Ⅰ類、その他全ての絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧＞ ○ウミガメ上陸地(確認情報) ○藻場注1 ○干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域
	d: 水質等	○海域の水質環境基準(類型)注2	水質汚濁の指標
	e: 自然環境保全上の要対策地域等	○海岸漂着物対策重点区域	海岸漂着物対策の特に必要な海岸

注1)「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。

注2) 海域の水質環境基準(生活環境の保全に関する基準)は次表のとおり。

類型	利用目的の適用性	備考
A	水産1級、水浴、自然環境及びB以下の欄に掲げるもの	水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	水産2級:ボラ、リ等の水産生物
C	環境保全	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む)において不快感を生じない限度

◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
保 全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配 慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維 持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

注) 「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する
 利便施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分
 することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学
 習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産
 業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの
 配慮は必要である。

◆現状の海岸利用形態◆

区 分	利用上注目すべき要素	備 考
① 利用 促進 要素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場 ○マリンスポーツ(サーフing、カック、ダビングなど) ○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベント など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設な ど)を特に必要とするレクリエーション 利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望 ○現状の利便施設の改善要望 など	現状利用の有無に関わらず、地域からの 利用面での整備要望が挙がっている海岸
② 利用 配慮 要素	○ジョギング、散歩、サイクリング ○水遊び など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設な ど)はあまり必要としないレクリエーシ ョン利用がされている海岸
	○漁港 ○港湾 など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、 産業活動の利用がされている海岸





◆評価基準◆

評価ランク	評価基準
促 進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もし くは機能改良を行う。
配 慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ 支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。
維 持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない 海岸であり、現状の維持に努める。

(3) 総合的な視点からの海岸タイプ

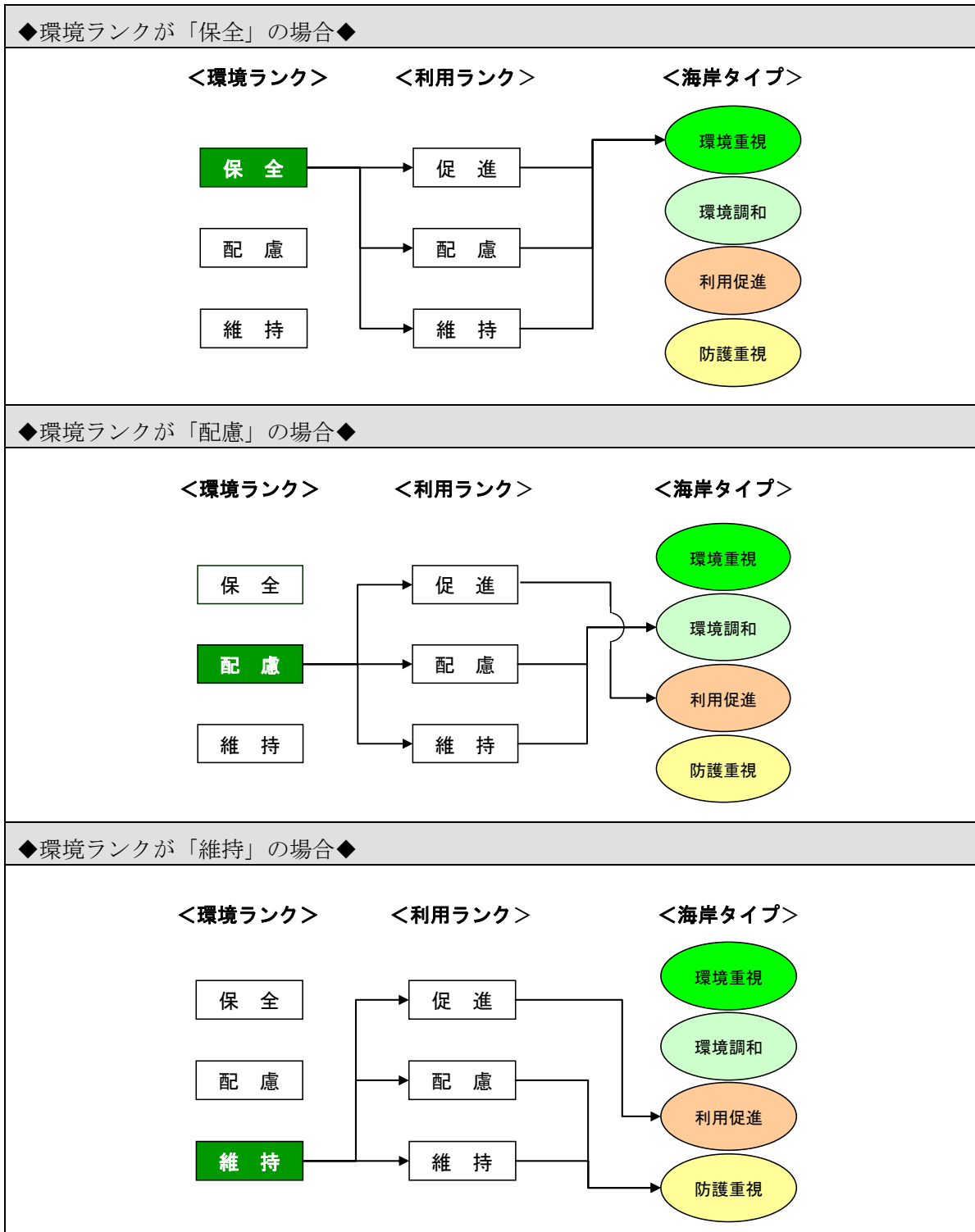
防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当たっての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	評価の考え方
<p>環境重視</p>	<p>貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。</p> 
<p>環境調和</p>	<p>自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活用の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。</p> 
<p>利用促進</p>	<p>特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。</p> 
<p>防護重視</p>	<p>利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。</p> 

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。



(4) 整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業*を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。

したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加えない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

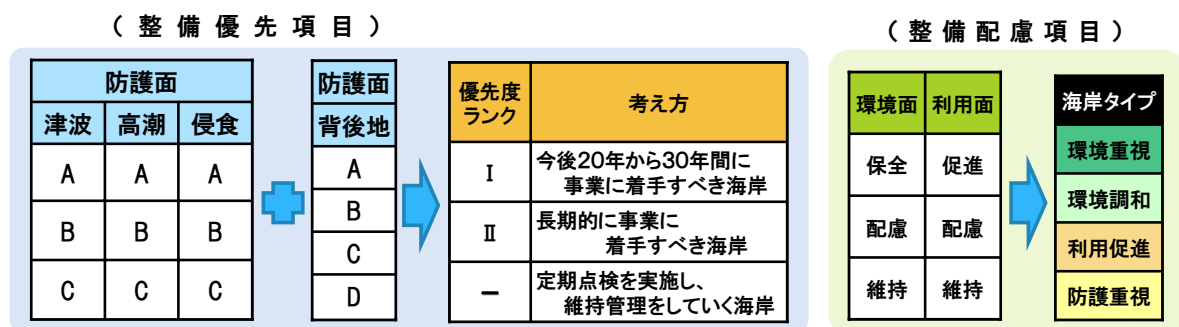
※海岸事業

略称	事業名
高潮	高潮対策事業
侵食	侵食対策事業
耐震	海岸耐震対策緊急事業
老朽化	海岸堤防等老朽化対策緊急事業
海岸環境	海岸環境整備事業
津波・高潮	津波・高潮危機管理対策緊急事業

○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を3段階に区分する。

○整備対象海岸のうち、対象期間内（今後20年から30年間に着手する海岸は、優先度ランクⅠとする。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。



※優先度ランク区分の考え方

Ⅰ	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA, B
Ⅱ	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA~C
—	上記以外

1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

<鳴門ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
1	碁の浦漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	635	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
2	大須地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	270	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-1	折野港海岸(大須地区)	国土(港湾)	鳴門市	1021	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
3-2	折野港海岸(北灘西地区)	国土(港湾)	鳴門市	1575	C	A	B	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮、侵食
3-3	折野港海岸(折野中地区)	国土(港湾)	鳴門市	825	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
3-4	折野港海岸(折野東地区)	国土(港湾)	鳴門市	1468	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
4	三津漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	690	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
5	鳥ヶ丸地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	560	C	C	C	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-1	大浦漁港海岸(鳥ヶ丸地区)	農水(水産)	鳴門市	933	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
6-2	大浦漁港海岸(大浦地区)	農水(水産)	鳴門市	627	C	C	C	B	—	配慮	配慮	環境調和	
7	大浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	175	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
8	粟田地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1088	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
9	粟田漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	526	B	A	—	B	I	配慮	維持	環境調和	高潮
10	榑木地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	635	C	C	—	B	—	配慮	維持	環境調和	
11-1	榑木漁港海岸(東山地区)	農水(水産)	鳴門市	566	B	A	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
11-2	榑木漁港海岸(西山地区)	農水(水産)	鳴門市	256	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [] で示す。

<ウチノ海ゾーン>

NO.	海岸名	所管	関係市町	保全延長 (m)	整備優先項目				優先度 ランク	整備配慮項目		整備の 方向性 (海岸タイプ)	対象事業名 (略称)
					防護面					環境面	利用面		
					津波	高潮	侵食	背後地					
12-1	日出漁港海岸（日出地区）	農水(水産)	鳴門市	1757	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
12-2	日出漁港海岸（小海地区）	農水(水産)	鳴門市	1205	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
13	小池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	115	C	C	—	D	—	配慮	維持	環境調和	
14-1	瀬戸漁港海岸（大島田地区）	農水(水産)	鳴門市	245	C	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
14-2	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第1地区）	農水(水産)	鳴門市	296	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-3	瀬戸漁港海岸（堂浦北泊第2地区）	農水(水産)	鳴門市	2555	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-4	瀬戸漁港海岸（堂浦地廻地区）	農水(水産)	鳴門市	530	B	C	C	B	II	配慮	配慮	環境調和	
14-5	瀬戸漁港海岸（向地区）	農水(水産)	鳴門市	330	A	C	C	B	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
14-6	瀬戸漁港海岸（阿波井小島田地区）	農水(水産)	鳴門市	1020	A	A	A	C	II	配慮	配慮	環境調和	
14-7	瀬戸漁港海岸（堂の浦・阿波井地区）	農水(水産)	鳴門市	710	B	C	C	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-1	室漁港海岸（田ノ浦地区）	農水(水産)	鳴門市	448	B	C	—	C	II	配慮	配慮	環境調和	
15-2	室漁港海岸（在所谷地区）	農水(水産)	鳴門市	558	C	C	—	C	—	配慮	配慮	環境調和	
16	亀浦漁港海岸（福池地区）	農水(水産)	鳴門市	441	B	C	—	B	II	配慮	配慮	環境調和	
17	高島地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	1760	B	C	—	C	II	配慮	促進	利用促進	
18	三ツ石地区海岸	国土(水管理)	鳴門市	674	B	C	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
19	鳴門海岸（横山地区）	農水(農村)	鳴門市	1370	B	A	—	D	—	配慮	配慮	環境調和	
20	撫佐漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	1277	B	A	—	D	—	配慮	促進	利用促進	
21	堂の浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	557	B	C	—	B	II	配慮	維持	環境調和	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を [] で示す。

■ 海岸位置図

